

令和7年度

君津市立貞元小学校 いじめ防止基本方針

貞元小学校は、教育目標に「夢をもち、意欲的に挑戦する児童の育成」を掲げ「笑顔・思いやり・元気な挨拶」を合言葉に、日々教育活動を行っている。

この教育目標実現のためには、全校児童が心身ともに安心して学校生活を送り、一人ひとりが掲げる目標を達成できるよう、教職員が児童とともに人権を守る土壌を育み、いじめを許さない学校づくりをすることが必要不可欠である。

しかし、いじめは、いつでも、どこでも、どの児童にでも起こり得るものであり、どの児童も被害者と加害者の両者になり得るといふ危険性をはらんでいる。

こうした事実を踏まえて、「いじめは絶対にゆるさない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめは、どの子でもどの学校でも起こり得る」ことを念頭に「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめへの早急な対処処置」について、貞元小学校全職員が共通理解を図り、組織的に対応していく必要がある。

そのため、「いじめ防止対策推進法」「千葉県いじめ防止対策推進条例」を受け、日常の指導体制を構築し、いじめの未然防止及び早期発見、いじめを認知した場合の適切かつ迅速な解決を目指して、ここに「君津市立貞元小学校 いじめ防止基本方針」を定める。

1 いじめの定義

「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

「一定の人間関係」とは、学校内外を問わず同じ学校・学級やクラブ活動の児童、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童との何らかの人間関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品を要求されたり隠されたり、いやなことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えなところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

個々の行為がいじめに該当するか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努めることが必要である。

2 基本理念

（1）いじめの禁止

いじめの防止等の対策は、児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを目的としなければならない。そこで、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことを理解させ、児童に豊かな情操や道徳心、自分の存在と他の存在を等しく認めてお互いの人格を尊重し合える態度などを育み、心の通う人間関係をつくる。加えて、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を味わえる学校生活づくりを行う。さらに、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校、地域、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することをめざす。

(2) いじめの防止に関する基本方針

- ① いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめ防止の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目標に行われなければならない。また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにしなければならない。そのため、いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを児童が十分理解できるよう、対策を講じる。
- ② いじめはどの児童にもいつでもどの学校でも起こり得ることを踏まえた上でいじめの未然防止に努める。いじめを生まない土壌づくりに向け、学校・家庭・地域が一体となった取り組みを行う。

3 いじめ防止対策組織

(1) 「生徒指導会議」

全教職員で月1回問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換及び共通行動について話し合いを行うとともに、必要に応じて対応を協議する。

(2) 「生徒支援委員会（いじめ防止対策委員会）」

いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを特定の教員が抱え込むことのないように組織として対応するため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーターで構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーや外部機関と連携する。また、いじめが犯罪行為に相当しうると認められる場合には、警察への通報、相談を行う。ただし、通報する際は、保護者に周知しなければならない。

○ 「いじめ防止対策委員会」の役割

- ① 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
 - ・ 学校評価アンケート等で、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- ② 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
 - ・ 学校評価アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ③ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・ 随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。
- ④ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）
 - ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実把握に努め、問題解消に向けた指導・支援体制を組織する。
 - ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
 - ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

4 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめ未然防止の取組

- ① 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- ② 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ③ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ④ 情報モラル教育を推進し、児童がインターネットの正しい利用とマナーについて理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ① 日常観察やアンケートにもとづく教育相談を定期的実施し（年3回）、児童の小さなサインを見逃さないように努める。また、アンケートの回答用紙は、5年間保管し、後の事実確認ができるようにする。
- ② 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ③ 防犯パトロール隊や青少年健全育成協議会との連携を通して、児童に関する情報収集に努める。
- ④ いじめ相談電話等、外部の機関も紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ① いじめの発見・通報を受けたら「いじめ防止対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- ② 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ③ 加害児童には教育的配慮のもとで取り組む。
- ④ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- ⑤ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ⑥ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署等の関係機関とも連携して行う。
- ⑦ いじめの経緯を取りまとめた文書は、卒業後5年間保存する。

5 重大事態への対応

「重大事態」の基準

- 児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時
 - ・ 児童が自殺を企画した場合
 - ・ 身体に重大な傷害（骨折など）を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時
 - ・ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童が一定期間連続して欠席しているような場合

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応行動計画」に基づいて対応する。
- (2) 保護者からの通報または、重大事態の疑いがある段階で調査を開始し、記録をする。
- (3) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ防止対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (4) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報提供する。

※ 「重大事態対応行動計画」

- ① 設置者への報告
- ② 調査組織の設置
- ③ 事実関係明確化のための調査の実施
- ④ 情報の適切な提供（いじめを受けた児童及びその保護者）
- ⑤ 設置者への調査結果の報告
- ⑥ 調査結果を踏まえた必要な措置